入 札 説 明 書

- 1 「入札に関する条件」及び「注意事項」
- (1) 購入物品及び数量

令和7年度 公社パソコン等調達

・職員用パソコン (仕様 A)

5 8 台

・土地会計システム用パソコン(仕様 B)

1台

· NAS

1台

(公社毎の内訳)

- ・長崎県土地開発公社 職員用パソコン(仕様 A) 14台 土地会計システム用パソコン(仕様 B) 1台
- ・長崎県住宅供給公社 職員用パソコン(仕様 A) 37台NAS 1台

・長崎県道路公社 職員用パソコン(仕様 A) 7 台

※規格、納入条件等は別紙仕様書のとおり

(2) 入札の方法

前記(1)の物品を一括して入札に付する。

(3) 「一般競争入札参加申請書」の提出について

入札参加希望者は必ず「一般競争入札参加申請書(調達様式第 11 号)」を、持参、郵送(できるだけ一般書留、簡易書留、特定記録のいずれかの方法で提出ください。) 又は FAX 等にて提出すること。一般競争入札参加申請書を提出していない者及び期限後に提出した者は、入札に参加できない。一般競争入札参加申請書には登録番号を必ず記載すること。

※郵送、FAX等で申請される場合は、提出の事実が確認できるような資料の提供を求める場合があります。

「一般競争入札参加申請書」の提出場所及び提出期限

〔提出場所〕長崎県住宅供給公社 総務部 総務経理班

〔提出期限〕令和7年7月31日 17時00分(必着)

(4) 「同等品承認願」の提出について

例示品ではなく、仕様書に基づき同等品にて入札書を提出される場合は「同等品承 認願(調達様式第4号)」を郵送、持参又は FAX 等にて提出し、事前に審査を受け ること。

提出については複数回可能とし、受付日の翌日より3日(休日を除く。)以内に、審査結果を長崎県住宅供給公社総務部よりFAXにて回答します。

※「同等品承認願」の提出場所及び最終提出期限等

〔提出場所〕長崎県住宅供給公社 総務部 総務経理班

〔最終提出期限〕令和7年7月22日 17時00分(必着)

〔提出方法〕メーカー名・品名・規格・型番を明記し、代表者職氏名・登録番号を記載の うえカタログ等の仕様が確認できる書類「同等品仕様確認書」及び「機器構 成表(任意様式)」と共に提出すること。(同等品については複数可。但し、 納品は一種類とすること。)

※「同等品承認願」に添付するカタログ等の資料については、仕様書番号を付して要求を 満たす箇所を明確にすること。

また、カタログ等に記載の無いものについては、メーカーの機能証明書を提出すること。

(5) 物品等の納入場所及び納入期限

〔納入場所〕仕様書による 〔納入期限〕令和7年10月14日

(6) 入札期日等

① 入札期日及び入札場所

〔入札期日〕令和7年8月1日 10時00分~

〔入札場所〕長崎市元船町 17 番 1 号長崎県大波止ビル 6 階長崎県住宅供給公社会議室 入札期日当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期すること もあるので長崎県住宅供給公社 総務部に確認すること。

(7) 質問書の提出について

当該入札に関する質問については、「質問書(調達様式第6号)」を下記提出場所へ令和7年7月22日17時00分までにFAX等にて提出すること。なお、必ず着信の確認を行うこと。

※回答については、令和7年7月25日までに「質問への回答書(調達様式第7号) によりFAXにて回答します。

- ① 仕様書に関する質問提出場所 長崎県住宅供給公社 総務部 総務経理班 FAX 0 9 5 - 8 2 7 - 4 2 6 6 TeL095-824-1257
- ② 調達手続に関する質問提出場所 長崎県住宅供給公社 総務部 総務経理班 FAX 0 9 5 - 8 2 7 - 4 2 6 6 Tet.095-824-1257

(8) 入札書の記載方法

- ア 入札書 (調達様式第8号) 及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本 語及び日本国通貨に限る。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額 (消費税及び地方消費税を除いた額)を入札書に記載すること。
- ウ 入札金額(首標金額)は訂正することができない。
- ヱ 入札書の提出後は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- オ 入札者が代理人である場合は、「委任状 (調達様式第9号)」(委任者が長崎県へ届 出済の印影があるものに限る。)の提出が必要である。

(※入札者が代理人である場合は、適正な委任状の提出がなければ代理人は入札に参加することができません。)

【注意事項】

- ・入札書は封筒に入れ、封筒に会社名、入札物件名を記入し提出してください。
- ・入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札 書に使用する印鑑を訂正箇所に押印してください。
- ・誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意してください。
- ・入札書の宛名は長崎県住宅供給公社 理事長としてください。

(9) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除する。

- イ 契約保証金
 - (ア) 契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。
 - (イ) 契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。但し次の場合は契約保証金の納付が免除されるものとする。
 - ・保険会社との間に長崎県住宅供給公社理事長を被保険者とする履行保証保 険契約を締結したとき。
 - ・入札日の前日から前々年度までの間において、本県もしくは他の地方公共 団体又は国、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人との間に、 契約金額が該当する規模以上の物品の売買、製造、加工、修繕及び借入に係 る契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上) を提出したとき。

なお、契約の規模については、契約金額が該当する次のいずれかの規模以上 のものであることとする。

- ① 2,000万円以上
- ② 2,000 万円未満 500 万円以上
- ③ 500 万円未満

(10) 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次のアからケまでにより無効となった者は、再度の入札 に加わることはできない。

- ア 競争入札に参加する者に必要な資格の無い者が入札したとき。
- イ 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
- ウ 入札者が法令の規定に違反したとき。
- ヱ 入札者が連合して入札をしたとき。
- オ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- カ 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- キ 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札 したとき。
- ク 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者 又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- ケ 同等品承認のなされなかったもので、入札をしたとき。
- コ 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- サ 入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がない等、入札者の意思表示が確認できないとき(入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県への届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。)
- シ 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- ス 入札書に記載された金額が訂正されているとき。
- セ 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者 が認めたとき。
- ト その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

(11) 落札者の決定

- ア 予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とするものとする。
- イ 落札者となるべき同価格の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入

札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

- ウ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかになった場合は、落札決定を取り消すこととする。
- エ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すこととする。

【注意事項】

- ・開札日において、第1回目の開札で落札者が決定しない場合、入札者の立会いの下に、再度、再再度の入札を行う予定である。また、開札に立ち会う者のうち、再度、再再度の入札を辞退する者は、入札書中、首標金額の欄に「辞退」と記載の上、入札書を提出すること。
- ・再再度の入札においても、落札者が決定しない場合、地方自治法施行令(昭和 22 年 政令第 16 号。以下「令」という。)第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により、見積 を行う場合がある。
 - よって、入札は、見積を含め最大4回となる場合があるので、入札書(4枚以上。) 及び印鑑(入札者が代表者本人である場合は、長崎県へ届出済の印影と同一のもの。 入札者が代理人である場合は、委任状の代理人の印影と同一のもの。)を持参すること。
- ・再度、再再度の入札に参加する者がないときは、再度、再再度の入札は行わない。 (※代理人が再度の入札をする場合、適正な委任状の提出がなければ、代理人は再度 の入札をすることができない。)

(12) 落札決定者の通知

落札者決定後直ちに開札の場所で入札者に口頭で行う。

(13) 入札書及び契約書の作成等

- ア 入札書及び契約書の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は、入札者の負担とする。
- イ 落札通知を受けた日から起算して5日(県の休日を除く。)以内に契約締結ができるよう手続きを行い契約書を提出すること。
- ウ その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところに よる。

(14) 競争入札の参加資格

ア 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路

の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示(平成 17 年長崎県告示第 474 号)に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る競争入札参加資格を得ていること。

イ この公告の日から入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受け ている者又は受けることが明らかである者でないこと。

2 その他

- (1) 当該調達契約事務に関する担当部局
 - 〔住 所〕〒850-0035 長崎市元船町17番1号 長崎県大波止ビル5階
 - 〔名 称〕長崎県住宅供給公社 総務部 総務経理班
 - 〔電 話〕095-824-1257